



2024年4月15日

各 位

会 社 名 株式会社アークス
代表者名 代表取締役社長 横山 清
(コード：9948 東証プライム、札幌)
問合せ先 取締役副社長執行役員
管理部門・コーポレート部門管掌
古川 公一
(TEL. 011-530-1000)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年4月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2024年5月28日開催予定の当社第63期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

株主総会、取締役会の招集権者および議長を取締役会の決議によって定めた代表取締役へと変更し、株主総会および取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第16条および第25条に所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示す)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| (招集権者および議長) 第16条 株主総会は、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 2. <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 | (招集権者および議長) 第16条 株主総会は、 <u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めた代表取締役</u> がこれを招集し、議長となる。 2. <u>前項の代表取締役</u> に事故があるときは、取締役会 <u>の決議によって</u> あらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 |
| (取締役会の招集権者および議長) 第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 2. <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 | (取締役会の招集権者および議長) 第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会の決議によって定めた代表取締役</u> がこれを招集し、議長となる。 2. <u>前項の代表取締役</u> に事故があるときは、取締役会 <u>の決議によって</u> あらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 |

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2024年5月28日(火)
定款変更の効力発生日 2024年5月28日(火)

以 上